

利用者負担について

かかった費用の一部を負担します

ケアプランに基づいてサービスを利用するとき、みなさんがサービス事業者に支払うのは、**かかった費用の1割(一定以上所得者*は2割)**です。また、利用するサービスによっては、別に食費・居住費や日常生活費などが必要となる場合や、介護保険の対象とならないサービス費用もあります。

*一定以上所得者: 合計所得金額が160万円以上の方で、同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が単身で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の方

ここが変わります

平成30年8月以降は、合計所得金額が220万円以上の方で、同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が単身で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上の方は、利用者負担が3割になります。

※指宿市から費用の負担割合を記載した「介護保険負担割合証」が交付されます。

在宅サービスの費用

介護保険の在宅サービスなどを利用する際には、要介護状態区別に、保険から給付されるサービス費用のひと月あたりの上限額(支給限度額)が決められています。上限の範囲内でサービスを利用する際の利用者負担は1割(一定以上所得者は2割、平成30年8月から特に所得の高い方は3割)ですが、上限を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額利用者の負担となります。

《おもな在宅サービスの支給限度標準額(1か月)》

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,030円
要支援2	104,730円
要介護1	166,920円
要介護2	196,160円
要介護3	269,310円
要介護4	308,060円
要介護5	360,650円

支給限度額が適用されないサービス

- (介護予防) 居宅療養管理指導
- (介護予防) 特定施設入居者生活介護
- (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 特定(介護予防)福祉用具販売
- (介護予防)住宅改修費支給



1か月の利用者負担が高額になったとき

同一月内に利用したサービスの「1割(もしくは2割、平成30年8月から特に所得の高い方は3割)の利用者負担の合計金額」が高額になり、一定額(上限額=下表)を超えたときは、申請することで、超えた分が「高額介護サービス費」としてあとから支給されます。同じ世帯内に複数のサービス利用者がある場合には、世帯の合計額となります。

※指宿市の窓口で「高額介護サービス費支給申請書」を提出してください。
 ※施設サービスでの食費・居住費・日常生活費など、介護保険給付対象外のサービスの利用者負担は対象とはなりません。

《利用者負担の上限額(1か月)》

対象者	上限額(世帯合計)
高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方等	15,000円
世帯全員が住民税非課税の方で、合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方等	24,600円 (個人の場合)15,000円
世帯全員が住民税非課税の方	24,600円
上記以外の一般世帯の方	44,400円 ※世帯全員の利用者負担割合が1割の世帯は、年間(8月~翌年7月)の負担上限額446,400円(平成29年8月から3年間に限る)
現役並み所得相当の世帯の方 ※1	44,400円

変わりました



※1 世帯内に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいて、その世帯の65歳以上の方の収入が、単身の場合383万円以上、2人以上の場合520万円以上ある世帯の方

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

同じ世帯内で、医療保険と介護保険の両方を利用しているケースは少なくありません。医療保険には「高額療養費」、介護保険には「高額介護サービス費」という費用負担の軽減制度がありますが、両者を合わせると負担が高額になってしまうケースも多いため、「高額医療・高額介護合算制度」が設けられています。

医療保険と介護保険の利用者負担を合算して年間の限度額(下表)を超えた場合には、申請して認められると「高額医療合算介護サービス費」として、超えた額があとから支給されます。

《利用者負担限度額(年額:8月~翌年7月)》

区分	70歳未満の方	70歳以上の方(平成30年7月まで)	70歳以上の方(平成30年8月より)
年間所得901万円超	212万円		
年間所得600万円超901万円以下	141万円		
年間所得210万円超600万円以下	67万円		
年間所得210万円以下	60万円		
住民税非課税世帯	34万円		
		課税所得690万円以上	212万円
		課税所得380万円以上690万円未満	67万円
		課税所得145万円以上380万円未満	67万円
		課税所得145万円未満*	56万円
		住民税非課税世帯	31万円
		住民税非課税世帯(所得が一定以下)	19万円

ここが変わります

*年間所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

年間所得 = 総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額。

利用者負担の軽減について

施設サービスの費用

介護保険施設に入所した場合、①サービス費用の1割(一定以上所得者*は2割)、②食費、③居住費、④日常生活費が、利用者の負担となります。

*一定以上所得者:合計所得金額が160万円以上の方で、同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が単身で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の方

ここが変わります

平成30年8月以降は、合計所得金額が220万円以上の方で、同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が単身で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上の方は、利用者負担が3割になります。

食費 = 食材料費 + 調理コストに相当する費用 ※栄養管理は保険給付対象

居住費 = 施設の利用代(減価償却費) + 電気、ガス、水道等の光熱水費に相当する費用

※食費・居住費の利用者負担は施設と利用者の契約により決まります。

対象施設およびサービス

- ◆ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の食費と居住費
- ◆ ショートステイの食費と居住費



基準費用額(1日あたり)

食費 1,380円

居住費

- ユニット型個室……………1,970円
- ユニット型個室的多床室…1,640円
- 従来型個室……………1,640円
- 介護老人福祉施設と短期入所生活介護は……………1,150円
- 多床室**……………370円
- 介護老人福祉施設と短期入所生活介護は……………840円

※基準費用額とは施設における食費・居住費の平均的な費用を勘案して厚生労働大臣が決める額です。

利用者負担限度額が設けられます

低所得の方でも施設利用が困難とならないよう、下の表に該当する方は、所得に応じた負担限度額までを負担し、基準費用額との差額は「特定入所者介護サービス費」として介護保険から給付されます。



※通所サービスにおける食費負担は除く。

申請が必要です! 低所得による負担限度額の適用を受けるためには、指宿市に申請して「介護保険負担限度額認定」を受けてください。

《負担限度額(日額)》 例) 介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した場合

利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
第1段階 ・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金の受給者であって本人および世帯全員が住民税非課税の方	820円	490円	320円(490円)	0円	300円
第2段階 ・本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	820円	490円	420円(490円)	370円	390円
第3段階 ・本人および世帯全員が住民税非課税で、上記の第2段階以外の方	1,310円	1,310円	820円(1,310円)	370円	650円

※介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所療養介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は()内の金額となります。

所得の低い方は利用者負担が軽減されます

介護サービスを利用する場合、費用の1割(もしくは2割、平成30年8月から特に所得の高い方は3割)が利用者負担となりますが、所得の低い方については、高額介護サービス費(19ページ参照)などで負担の軽減が行われ、さらに特別対策として以下の措置が講じられます。

● 社会福祉法人のサービスを利用するとき

住民税非課税世帯で特に生計が困難な方が、社会福祉法人等が提供する介護サービス(ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ、特別養護老人ホーム)を利用する場合に、利用者負担が軽減されることがあります。

※詳しくは指宿市の窓口にご確認ください。

申請が必要です! 指宿市の窓口で確認証の交付を申請する必要があります。